

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年5月12日（木）13時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件  
議案第59号 工事請負契約の一部変更について  
議案第60号 工事請負契約の一部変更について  
議案第61号 工事請負契約の一部変更について
- 4 出席委員 保実治，藤岡一弘，大森俊和，杉原利明，黒木靖治，掛田勝彦，月橋寿文，  
山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【教育員会】宮脇教育次長，中村学校教育課長，向井学校教育係長  
【建設部】熊谷都市建築課長，山田建築指導係長
- 7 議 事

13時00分 開会

○保実委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は、8名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用については、厚生労働省の指針の通り、個人の主体的な選択を尊重し、三次市議会においてのマスク着用は個人の判断にゆだねることとしておりますので、よろしく願いをいたします。

本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会の令和5年度第2回臨時会のフォルダーにございます審査順の通り行いたいと思います。審査順にありますように教育委員会にかかる議案3件について、提案説明を受け質疑をお願いをしたいと思います。その後、議案の採決等を行っていただきますのでよろしく願いをいたします。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ではそのように進めさせていただきます。それでは議案審査に移ります。

はじめに、議案第59号、工事請負契約の一部変更についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 はい、宮脇教育次長

○宮脇教育次長 それでは、教育民生常任委員会に付託されております、教育委員会事務局が所管しております、議案第59号についてご説明申し上げます。工事請負契約の一部変更についてでございます。

本案は、仮称三次市新学校給食調理場建設工事、建築主体工事において、株式会社加藤組と締結している。工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございま

す。その内容は、請負金額を13億20万円から、13億1,114万9,400円に変更するものでございます。変更理由につきましては、資料を提出させていただいておりますのでご確認いただきたいと思いますと思いません。

その中から主なものを申し上げますと、土工の関係では、基礎掘削範囲の一部で汚泥が発生したため、処分費が470万円増額したものでございます。また、鉄骨工事の関係では、天井内の設備配管ルートを精査した結果、梁を貫通する箇所が増加し、梁貫通部分を補強する必要が生じたもので、220万円の増となっております。

また、新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化により、資材及び作業員の確保に時間を要したため、工期を当初の令和4年3月18日から、令和5年3月31日までを、令和5年6月30日までに延期してるものでございます。以上、よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いいたします。

○保実委員長はい、山田委員。

○山田委員 はい、変更理由のところなんですけど、梁を貫通するっていう、話はわかるんですけど、なぜ箇所が増えたかっていうところの説明をお願いします。

○保実委員長 はい、熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 今、ご質問ありました、鉄骨工事の梁を貫通する箇所が増え、貫通部分を補強したための理由で挙げております220万円についてなんですけど、梁の貫通箇所の増加については、今の建築工事とか設備工事の業者と調整会議を持ちながら、どこを通していけばスムーズに工事ができるとかですね、手順とか施工の方法が、容易に効率的にできるように協議した結果、貫通部分を増やしたことにより変更で増加しております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 でしたら今の説明だと、もともと40何個だったものを77個にするっていうのは、工事の途中の段階で増やす予定だったということで、最初から、予定を立ててするのは難しかった部分ということでよろしいんですかね。

○保実委員長 はい、山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 失礼します。先ほど、課長から申し上げましたように実際の施工においては、工事受注後、施工業者さんが決定した後に、調整会議を持ち、必要な製品の決定でありますとか、具体的な施工方法というのを、検討して参ります。

その中で、施工に必要な幅でありますとか、実際の製品の大きさでありますとかそういったものを総合的に他の工種と調整をして決定しておきます。当初、見込める部分は当然見込んでいるのですが、やはり施工の段階において、調整を進めていく中でどうしても必要となった変更の部分について、変更項目として挙げさせていただいているところです。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他に。はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、5月1日に当委員会の方でいろいろと審査もさせていただきまして、この工程のスケジュール、これを確認させていただいたような経緯もありました。それで、この建築主体工事

というのが一番上段にあたる建築工事に含まれるそういうものだと、私は理解しているんですけども、現在、ここの部分の議案59号に係る進捗率がどの程度の進捗率までできているのかということ、これを議決することによって、6月30日に期限はイレギュラーなことがなければ、間に合う予定になっているのか。この2点についてお聞かせください。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 進捗状況ですが、5月末時点、計画では90%の出来高を見込んでおります。その後、6月に入りましたら、最後の調整とか、いろんな排水設備の検査とか、給水の検査、建築確認の検査等々を行いまして6月末の完成を見込んでおります。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありますか。はい、杉原委員。

○杉原委員 59号から61号までちょっと全部関係してくるんですけども、この契約変更の元になった昨年12月の補正予算の時の工事請負費の増額がこの契約変更のものと増額になってるというふうに、思ってるんですけども、12月の補正予算と今の3つで全部で1億375万6,000円の増額ということで、建築で言うとあの時の説明だと3,100万円、機械が、4,700万円、電気が2,600万円程度というふうに、聞いてたのですが、それと比べるとすべての3議案全部、聞いてたのより少額で収まっているんですけども、12月補正との関係性は、すべてがここに直結しとるわけじゃないってことなんでしょうね。あれから、さらに金額の減が生じてきたみたいな話なんですかね。補正のときより実際に、工事していく中で。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 12月の補正段階では、まだ進捗状況が3割ぐらいの段階での見込みでの補正要求になっています。その後、進捗が進むにつれて不要になったところ、減額できるところ、増えるところを精査して、今のこの変更契約に至ったところでございます。

○保実委員長 いいですか。はい、他にありませんか。はい、ないようでしたら以上で、議案第59号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第60号工事請負契約の一部変更についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いいたします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは続きまして、議案第60号についてご説明申し上げます。本案は、仮称三次市新学校給食調理場建設工事、電気設備工事において光栄電工株式会社と締結している。工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

その内容は、請負金額を3億800万円から、3億2,529万2,000円に変更しようとするものでございます。その主な内容は、新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化等により資材単価が急激に上昇したため、単品スライドとして490万円増加したものであります。また、動力設備、構内配電配電線路の関係では、ガス気化装置の電線ケーブル配管を敷設したことによる増額640万円でございます。

また、構内情報通信網設備の関係では、ICTを活用した情報発信に対応できるようアクセスポイントを追加したため、220万円の増加となっております。なお、この工事につきましては、建物

の完成の進捗を見ながら、別途発注する予定でございましたが、本工事に合わせて実施したほうが効率的であるということで追加したものでございます。また、先ほどと同様に工期を変更しているものでございます。以上、よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは、質疑をお願いいたします。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、一つ質問なんです、ガス機器装置の電源ケーブルと配管を設置したということで、配管が294mで640万円、これは、最初の設計の段階で設定されてなかったのか、それとも電源が足りないということで、増設になったのか、詳しく教えていただけますか。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 失礼いたします。ガス気化装置の電源ケーブル及び配管についてですが、こちらは屋外のガスの貯蔵施設の近くに置かれる気化装置への電源ケーブルになります。

やはり、発注段階においての図面では、発注に耐えうる図面というものを製作して発注をしておりますが、その中では、十分に予見できていなかったものについて、変更の追加の項目として挙げさせていただいておるものでございます。以上です。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、設計の段階で予見できてなかったっていうのはちょっと、どうなのかなと思うんですが電源自体は取るつもりではあったってことですよね。

それと、その配管、何mか追加したって言うんだったらわかるんですけど、294mっていうのは、かなりの長さになるので、それが本当に設計の段階で、入ってないっていうのは、ちょっとどうなのかなと思うんですがいかがですか。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 はい、先ほど山田係長から、回答したところと重複するのですが、当初の設計段階では、すべてが竣工に近いものまで、確実な図面として、発注が望ましいのはわかるんですけども、発注を耐えうるものまでの図面で発注をして、その後、業者が決まり、施工手順が決まって施工図を作成した段階で、いろんな設備業者が器具をどの設備を入れるかということによっても、取り巻きが変わりますし、いろんな変更要素というのは出てくるものでございますので、それは調整会議とか工程会議の中で、協議しながら発注者も含めて精査しながら変更するもの減額するものを精査して、協議して進めてきたものでございます。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 物価高騰とかいうので、材料が上がってるっていうのわかるのですが、その設計の段階で、確かに違ってくるものはあると思うんです。やってみたら、こうした方がいいっていうのは業者によってあると思うんですが、設計の段階で誰が確認をそこでちゃんとしとるのかどうか。市として、この設計、ちょっと難しいんじゃないですかというようなことが確認ができてるのかどうかっていうところだと思うんです。

それで、業者が入った時点で、これはちょっと無理ですっていうような話がすぐ出たのかどうか、これに関してですねそれとも最終段階でこれが、無理ですってなったのか、ちょっと、額がですね、そんなに簡単な額ではないと思うので、もう一度、教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 失礼いたします。現在、どの段階で協議の項目が出たかというのは、ちょっと資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

今の発注にあたっての図面の精査でございますが、専門的な内容も含まれますので、設計については、業務委託をして設計業者で設計をし、市の方が受け取って成果品として検査をして受け取っている内容です。

その段階で、当然市として成果物業務として業務発注した内容のものが納入されているかということをチェックをして受け取っています。その段階でできる限りの精査、チェックを行って成果品を受け取っています。以上です。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 業者もですね要は図面とか設計を見て、作業されていて追加したいわけではなくて、こうせざるをえなくてやっぱりこういうことに、今回、追加ということになっているので業者もそれは困るので、やはりできるだけやっぱり最初の時点で、今後、これだけじゃなくて、小学校建替えとか病院とかたくさん出てくると思うんですよ、そういう段階で追加は出てくる部分あると思うんですけど、できるだけやっぱりそういうのが少なくなるように、やはり最初の段階で、きっちり二重三重に、チェックをしていただきたいというふうに思います。以上です。

○保実委員長 はい、他にありますか。はい、杉原委員。

○杉原委員 さっきの話の続きになりますが、12月の時に単品スライドで言うと電気が1,200万円近くで、機械が1,300万円ぐらいと当時説明受けてたんですけども、半分以下になっておるんですけど、この物価のスライドってのは3ヶ月で、思ったよりも半分以下ぐらいになってくるもんなんかいюこと、12月の時の補正よりも思ったよりも、安くなっていると説明と今回の議案見たら、安めに見えるんですけど、当時の12月の想定よりも抑えられてきとるっていうイメージでいいんですかね。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 はい、当初の先ほども説明いたしましたように、まだ3割程度の進捗の中で12月補正要求したの段階で単価スライドに関わるものについて、業者の方から物価上昇によって材料費が上がったという申し出がありました。

その中で、すべてが単価スライドに乗せるものではなくて、基準書上で、工事費の何%以上、物価上昇があるものについて、スライド対象にすることという基準がありますので、対象となるものとならないものを精査した結果、今回の物価スライドによる上昇分を上げさせてもらったところでございます。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 12月のときよりも抑えられていっとるっていうふうに僕はとらえてるんですけど、そういう認識でいいんですかね。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 はい、当初よりは精査の結果、下がっております。

○保実委員長 他にありますか。はい、山田委員。

○山田委員 はい、タブレット端末を使用できるようにするために、アクセスポイントを12個設置ということで増額となってるんですけども、これ、もともと10個あるものに12個追加するのか、ゼロのところへ12個置くのかという質問が1点教えて欲しいのと、アクセスポイントっていう表現ですけども、これはW i - F i を飛ばそうとされてるのか具体的に、何を目的とされてるのか、もうちょっとわかりやすく教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 はい、I C Tを活用したアクセスポイントを追加したことによって増えたことについてですが、当初は、事務所だけのアクセスポイントを考慮しておりました。それが違う建物の部屋も対象になるように追加したものでございます。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 はい、W i - F i です。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 はい、事務所だけじゃなくて12個設置ってことは、多分建物全部ぐらいいけるのかなって想像してるんですけども、要は見学するところじゃないところまでW i - F i を通して、例えばもう調理してる現場でもW i - F i が届くようにするってことじゃないかなと思うんですけど、W i - F i を設置して、そこまでそこでW i - F i を利用するということって、あるんでしょうか。要は、どういうことをしようと思ってW i - F i を、つけられるのかというところが知りたいんですけどもお願いします。

○保実委員長 はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 はい、例えば、W i - F i がありましたら調理場の様子をオンライン配信によってリアルタイムで見ることができます。児童、生徒が持っておりますタブレット端末を活用して、調理場や生産者と双方向でやりとりをするでありますとか、献立内容を栄養職員や調理員が説明していくでありますとか、双方向の使い方でありますとか、あとは動画で見ることができるということとかを考えております。具体的には、学校と調理場が協議をして進めていくことになるかと思えます。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 やるかやらないかまだわかんないけど、とりあえず付けるって話なんですか。ちょっと、理解ができないんですけども。

それと、今言われていたことは、最初から設計段階から決まったことと聞いてた話だと思うんですけど、やるつもりならば、必ず必要なものだっていう話ですね。今の段階で、なぜ追加で上がってきたかっていうこと。ここで事務所だけじゃ駄目ですよ。最初からもう全部使えるようにしとかなければいけない計画でなければいけないと思いますけど。そのあたりですね2点ほど、なぜ、今かっていうところと最初に言いました全体を網羅することが今の段階で利用について決まっていなくて追加されるというところですよ。2点ほどお願いします。

○保実委員長 はい、宮崎教育次長。

○宮脇教育次長 工事のタイミングにつきましては、当初、建物の完成の進捗を見ながら別途発注する予定でしたがけれども、本工事に合わせて実施したほうが効率的であるということで、今回追加したものでございます。

先ほど申しました実際に可能なことはいろいろございますけれども、学校ごとにどれを使われるかというのは、今からの協議となろうと思っておりますので、より良い教育に繋がるように現場と工夫していきたいというふうに思っております。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありませんか。はい、大森委員。

○大森委員 3つの議案についても全部そうなんですけど、何を根拠に何を集計したのか何が問題で、引いたり足したりしてるのか不透明な部分が非常に多いんですね。これ、例年だったら足りないものは予算を付ける無駄なものには予算をはずすという議論の中で、やってきたと思うんですけど今回、継続予算の弊害なのかどうなのか非常にわかりづらいのが、多いのですが、これをいったいどういうふうにとらえたらいいんですかね。非常にわかりにくい。不透明である。継続年数も違って、そのいく先が決まるわけでしょう。金額は、4年分ということで固定したわけであって、それが出たり入った、わからないところで動いてるような。予算組みになっとるけど、どうなんですか。

○保実委員長 はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 継続費そのものは、先ほどおっしゃいましたように数年間にわたる建築工事など、単年度では支出が終わらないものについて予算支出歳出歳入とは別にあらかじめ総額を決めて年割りなんかを定めていくようなものでございます。

この度の契約の金額を増やさせていただくのは、それぞれに資料の方にお示ししております要因がございまして、継続費だからというわけではございません。一番大きなのは社会状況でありますとか、新型コロナウイルス感染症の関係で、資材及び作業員の確保に時間が要したことが大きいかなというふうに思っておりますが、これは継続費の性質とはまた別の問題だろうというふうには考えております。

○保実委員長 はい、大森委員。

○大森委員 言われる通りコロナが大きく影響してるのは間違いないと思うんですよ。だからこそ、継続予算にしたことのしんどさというのは、出てきとるんじゃないかなと思います。

要するに、土砂1トンのダンプにしても、建物の釘1本にしても、値段が上がったり下がったりするのは、そういう中であって、それは、世の流れとして仕方がないところですけど、それにしても、不透明に予算が動くというのは、いかがなものかと思うんですよ市民の人に理解ができない。

○保実委員長 はい、中村学校教育課長。

○中村学校教育課長 新学校給食調理場につきましては、継続費といった仕組みの中で調理場というのは建物だけではなくて、周辺の工事でありますとか、また、高額な厨房機器でありますとか備品購入費、例えば配送車や、食器や食器かごなど様々な要因で複雑に入り組んで行われる大きな事業であります。

それをある程度の当初でしたら、225億円というような枠の中で、この事業をさせていただくと

ということで、当初、令和2年の12月に議員の皆様にはですねご承認をいただきました。その予算内でやり切ろうと教育委員会事務局としましても、努力はいたしましたけれども、先ほど次長が申しましたように、新型コロナウイルスの影響でありますとか、あと世界情勢の変化というところで、資材費の高騰、人員不足、人手不足というのがある中でこの事業を進めて参りました。

その中で、やはり私どももあらゆる精査をいたしましたけれども、まず、令和4年9月補正で増額をお認めいただき、また、続く12月でもですね、新型コロナウイルス、また世界情勢の変化といったところで、単価スライドがどうしても必要ということで増額の方を認めていただいたところでございます。我々は、大きな目的としまして安心、安全な学校給食を子供たちに届けるというこの大義のもとにですね、いろいろな状況の変化がございますけれども、何とかこの工事をやり抜いて、また、運営体制も整えて9月1日の稼働に向けて何とか努力を進めてですね、供用開始を果たして参りたいと思います。

なかなかわかり分にくい部分もあったかというふうに思います。その説明の仕方については、私どもも大変反省するところがございますけれども、9月補正、12月補正ですね、いろいろとご説明させて頂いたことも踏まえてですね、どうかこの契約についてもですね、精査をして12月補正よりも大分金額の方も落とさせていただいておりますので、お認めいただきたいというふうに考えております。

○保実委員長 はい、大森委員。

○大森委員 だからこそ継続予算で無理をすべきではなかったと思うんですよ。これは私の感想ですからね。取るに足らんこともわからんけど、やっぱし予算というのは単年度、単年度精査しながら、ここがいけない、これ足そうや、これは無駄だからはずそうやというのをやってきたわけだから、できれば、今回で、最初の最後にしてもらいたいと私は思うんです。これについては、市長ではないので任せなさいわけにもいかんのだろうから、課題として検討してみてください。

○保実委員長 はい、他にありませんか。はい、ないようでしたら以上で、議案第60号の審査を終わりたいと思います。

次に、議案第61号工事請負契約の一部変更についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第61号についてご説明いたします。本案は、仮称三次市新学校給食調理場建設工事、機械設備工事において、株式会社中電工、備北設備工業株式会社仮称三次市新学校給食調理場を建設工事機械設備工事共同企業体と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

その内容は、請負金額を5億8,630万円から、6億2,055万6,200円に変更しようとするものでございます。その主な内容は、新型コロナウイルス感染症、社会情勢の変化により、資材単価が急激に上昇したため、単品スライドとして、360万円増額いたしました。また、空気調和設備工事の関係では、防火区画貫通部に空気の流れを制御する防火ダンパーを追加したことによる増加430万円でございます。また、衛生設備工事の関係では、調理場からの排水を処理する厨房除外設備の設置に



当たり鋼製矢板による土留め工事が必要となり1,470万円増額したものでございます。また、先ほどと同様に工期を変更しております。以上、よろしくご審査の上ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、では質疑をお願いします。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、防火ダンパーについてお伺いします。火事のとときとかに、煙に反応するタイプか熱に反応するタイプかは、あとでまた教えていただきたいんですけど、遮断するものだと思うんですけど、これを追加したっていうのは消防署からの何か指摘があったものなのか、そもそも建築基準法で決められているものだと思うんですけど、作ってみて追加した方がいいとなったのか教えていただけますか。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 はい、失礼いたします。委員、ご指摘のように防火ダンパーにつきましては、建築基準法で規定されているものでございます。先ほど建築工事の際にも説明をさせていただきましたが、排気のダクトでありますとか、排気ダクトの中へ設置をするようなものなのですが、そのダクトの経路でありますとか、実際にどこをどう通すかといったようなこと施工にあたり検討しました。

その結果、当初見込んでいた数量で収まらなかった部分がこちらの防火ダンパーの変更に上がってきているものであります。基本的には煙ではなく熱で反応するタイプのものと認識しております。以上です。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、わかりました。最終的に消防署の許可が要るのか、チェックがあるのかかわからないんですけど、その辺は、防火対策とかそれに関しては、その職員もいらっしゃるんでね大丈夫なのかっていうところ、最後に確認します。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 はい、失礼いたします。防火ダンパーにつきましては、建築基準法に基づく内容になりますので、こちらは、今の確認申請をおろしている機関、指定確認検査機関と申しますが、そちらの検査員の検査となります。そのほかにも、当然、消防設備はございますので、消防関係の検査は別で受ける、建物の検査は別で受けるといったようなことで所定の手続きについては、今後、必要な手続きを行っていく予定としております。以上です。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他に。はい、山田委員。

○山田委員 はい、防火区画の追加ためとありますけど、どんな区画が追加になったのか教えてください。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 はい、防火区画と申しますのは、火事の時に周辺へ火がほかのエリアに回らないように一定の大きさの建物につきましては決められた建物の大きさごとに、床から天井、屋根までを通して燃えないような壁で作る区画になります。そちらを通るときに防火ダンパーが必要と、穴を開けて通すときにはダンパーが必要となるということでございます。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 防火区画がどんなものかわかったんですけど、どこの区画が追加になったのかいつ、防犯区画の追加によりという説明があったと思うんですけども、もともと防火区画の予定にしてなかった区画が防火区画になったから、これだけ工事が増えたのかなという認識で説明を聞かせていただいたんですが、そうじゃないという意味なんでしょうか。

○保実委員長 はい、山田係長。

○山田建築指導係長 先ほど説明させていただいたように防火区画の追加というよりは、その配管のルート確定というところでございます。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 はい、わかりました。確認ですけど防火区画が広がったわけじゃなくて配管だけが広がったという認識でいいということですか。

あともう1点ですね掘削範囲が粘土質だったとこの辺全部粘土質だとは思うんですけども、そこを掘削してみたら、追加が必要になったという意味合いだと思いますが、当然、掘削する前に調査はされてたんじゃないかなと。それによってここ掘削するのにいくらかかるという見積りのもと計画が立ってるんじゃないかなと思いますがこれもやはり削ってみないとわからないっていう工事だったのでしょうか。

○保実委員長 はい、熊谷課長。

○熊谷都市建築課長 最初の防火区画については、区画をふやしたわけではありません。

二つ目の土質の関係ですが、土質調査は建築、建物の部分の土質調査は行っていました。除外設備のところの土質については、当初は、オープン掘削で矢板を使わずに掘削していこうという計画でありましたけども、建築主体工事の方を先に進めることによって、除外設備が後になりますので取り合いの部分の狭くなり、オープン掘削ができず土質も悪かったのもあるんですが、矢板に変更したことによって、増額となったものです。以上です。

○保実委員長 よろしいですか。はい。他に、ありませんか。はい、ないようでしたら以上で議案第61号の審査を終わりたいと思います。教育委員会の皆さんありがとうございました。

(教育委員会・建設部退室)

○保実委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論採決を行いたいと思います。

これより、議案第59号工事請負契約の一部変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号工事請負契約の一部変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第61号工事請負契約の一部変更について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをいたします。なお、ご意見は議案審査に関するものとしていただきますようお願いします。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 議案61号のように、実際、掘削とか建物が建って場所がずれるという現場で起こりうることに対応すべきというのは理解できるのですが、例えば議案第60号のペーパーライザーの電源のところで当然ペーパーライザーに電源が必要なのは最初からわかりきってることだと思いますので、やはり初期段階でのチェックですよね設計段階でのチェックをもっと重点的にやっていたら、後から追加が極力出ないように計画通り行けるように、進めていただければというのを付け加えていただければと思います。

○保実委員長 はい、他に。よろしいですか。それでは委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はいそれではそのようにさせていただきます、後日、タブレットに入れさせていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月12日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治